



寄生地主制の成立と村落共同体 : 村方地主の手作労働を小作に編成する過程

岡, 光夫

(Citation)

兵庫農科大学農業経済, 1:13-42

(Issue Date)

1956-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81006216>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81006216>



寄生地主制の成立と村落共同体

―村方地主の手作労働を小作に編成する過程―

岡 光 夫

一、開 題

太閤検地を経て近世初頭に成立して来た本百姓は、全国的にかつては奴隸所有者の地位にあつた名主層（未だ隷屬者を解放せざる）であつた事が最近一致して確認されるに至つた。⁽¹⁾ 近世前期の斯る本百姓經營を、元祿前後の地方書記載を通して古島氏は「地主手作經營」と称せられた。⁽²⁾

氏はこの經營が、普通二、三町歩の規模を有し、農業技術の未発達から現在よりも所要労働を多く要し、四、五人から一〇人に及ぶ年傭労働に依存していたが、江戸中期頃から物価騰貴に伴う經營費の増加や、年傭労働の高騰によつて手作が不利となり、小作に移行した過程を「民間省要」によりつゝ明らかにされた事は周知の通りである。氏は当時いまだ寄生地主制の実証的研究に着手以前であり、寄生地主制の原型を手作地主の手余地の小作化に求められた。⁽³⁾

氏の地主手作論に対し最近種々の批判が出されているが、それは主として手作労働提供者の吟味と、手作が崩壊して小作に移行した原因についてであつて、地主手作の存在そのものに就いては、近世前期の農村構造の精密化と共に不動

のものとなつた。

尾藤氏は、古島氏が地主手作労働を中世的な賦役労働と異る水呑層から出された年傭で、給付が一部貨幣形態を以て支払れ、中世より一段と進んだ「徳川期的秩序に即応した労働形態」であるという意味づけをした点に批判を向けた。

即ち氏は、近世前期では単一家族の小経営が独立家計を維持する為には、一家内の主要労働を地主に提供し保護を受けて始めて可能であつた。地主手作の主要労働力は斯るものであり、給付も地主が労働力を確保するために恩惠的に給与したものと意識され、地主手作は奴隸制から封建制の過渡段階の一形態であるとした。そして古島氏が信州伊那の分析を通じて、地主の手作経営の分解の中から分附百姓が独立して小作人に成長する過程を例外的な後進地の特色とされた点を、必ずしも後進地に限られるものでなく、程度の差こそあれ先進地である畿内でも見られる現象であると見做した。前者即ち地主手作労働に就いては、近世前期の本百姓経営の具体例の研究の少ない現状では、それを確証出来ないのであるが、元祿前後の各地の農民層の構成に関する研究では、ほぼ氏の予測が當を得たものと思われ、後者は最近の太閤検地の成果によれば氏の期待を裏切らず、戦後間もない時期のこの見解は全く達見であつた。

例えば、山田氏⁽⁵⁾によると会津幕内村の史料の吟味の結果により、近世初頭の本百姓は旧名主の均等石高の血縁分割に基き、地主手作は名主経営の残存で、その労働力は賦代下人たる性格が強いという指摘がされている。

秀村氏の北九州の農村奉公人の研究では、元祿—享保期の年季奉公人の出現するまでの地主手作労働は人身売買的な質券労働であり、契約期間中の労働評価がなされないために容易に債務を辨償出来ず、永代下人化した実例があげられている。

先進地と考えられる摂津国武庫郡上瓦林村の八木氏⁽⁷⁾の報告でも「万治、寛文頃には家内譜代下人が最も多く、家持下人もかなり多く、寛文以後譜代の家内下人が家持下人化し譜代下人数が減じ、年季奉公が増加しやがて譜代下人は家持という形でのみ、享保を境として減びてゆく。少くとも享保頃までは隷屬的な労働力によつて地主手作が支られていた

と思はれる。」という状態であつた。

以上の若干の例と太閤検地に基く本百姓の研究を考え併せ、地主手作は前代の隷屬者たる譜代或は近世以後再生産された質券労働の多分に賦役的性格を持つた労働によつて支えられていたと思はれる。後者の質券労働に就いては「民間省要」の記述にも次の如くある。⁽⁸⁾

「三十年以前までは田舎の下男上々吉の分、一ヶ年金三分位が給金の峠たりし、其次は二分以外にて抱へ、下女は機をも織り糸をも引き、收納物も達者にして二分二朱位、扱ては一分迄も抱へ、年季者は三両も出せば、一分二分潰して五年を召遣ひ、跡は不殘返り金となり、長年季に二分三分かしては順々に人遣ふ種とせしに……」

地主手作の斯る賦役的労働力は為政者の独立政策と、独立を可能にした經濟の向上によつて全国的に、新本百姓、水呑、年季奉公人等⁽⁹⁾の形態をもつて元祿―享保期独立したのである。

(註) 近世における隷屬農民の独立形態は、はば次の如く三形態であつた。

(A) 「新本百姓」 藤田五郎氏の幕内村の作子解放に基く新本百姓の形成に関する報告は、隷屬者が本百姓として独立することを実証した唯一の業績であるが、その後作子の解放をめぐつて批判が行われている。⁽¹⁰⁾

(B) 「水呑」 先進地の畿内、瀬戸内では独立の時に一石前後の土地を分与され、或は土地無しで独立し、小作料を生み出す生産力の發展に基き小作農的生活を続け得た。

(C) 「年季奉公」 これは後進地の阿波藩、北九州、東北等の地域で、農業外に生業がなく、小作条件の成立していないため、一定期間旧地主の経営と結びつき、後に水呑に上昇した地域もあつた。⁽¹¹⁾

隷屬者の独立は、地主手作経営から独立者が離れてゆく事を拒む事が出来ず、特に先進地では当然の帰結として労働力の払底を生ぜしめ、後進地でも以前より労働支出を要し、特種の特権を有する家柄⁽¹²⁾のみが手作経営の持続が可能であつた。それは先進地では農業外に生業の機会があり、特に都市の發達に伴い隷屬者は独立することによつて地主経営か

ら離れ離村が可能となり、併せて労賃騰貴に基く地主の悩は「民間省要」の記述の通りで、また一方この頃の本百姓の分解に伴う地主への土地集中は手余地の増加に迫車をかけた。しかしながら小作料を生み出す条件が成立していたので手作地主は残存労働を（手余地に）小作に編成し得た。

しかるに全国的にはむしろ後進地が多く、いまだ小作料を生み出す生産力の発展のないまゝに、地主は依然として手作を継続せざるを得ず、長期に亘つてそれが続けられたところもある。⁶⁴⁾

このような後進の地でも、極く辺境の山間の地を除いて、隸属者は完全な独立形態ではない年季奉公的な形態をとりながら、農村外部の労働吸引力の増大と共に、それに応ずるようになり手作を続けていくこうとする地主に驚異を与え、特にそれは大小の都市の集中した近畿では江戸中期後に、その他の地域でも幕末に見られた。⁶⁵⁾

こゝで問題となるのは、斯る手作地主が寄生地主に転化するまでの期間は、低生産の結果手作を続けなければならぬのに、労働力が欠乏してくる矛盾を如何に克服したか。近時学界に提起されている村落共同体との関聯において、村落共同体規制の頂点に立つ村方地主の労働力確保をめぐる規制は従来の研究では充分明らかではない。筆者は此面に焦点を合せて、寄生地主化した後の地主の小作人に対する規制とも比較して、篠山藩の史料に基き以下解明を試みたのである。

(1) 拙稿「封建的小農（民）の成立過程をめぐって」（『農業経済研究』二八卷 一号）

(2) 古島敏雄「元禄前後における農業経営規模と時代的特質」（『近世日本農業の構造』所収）

(3) 最近の古島氏の寄生地主制の見解は、地主手作の単なる延長でなく、近世中期後の商品生産者たる農民層の分解の中から生れて来た在郷商人・中農層が領主権力と結合して封建時代の搾取者となる過程で自ら寄生地主と化し、手作地主も同様な性格を備えるものになった時にその地位を拡大し、手作地の小作化という地主化の方向もこの動きの中で意味をもつと見做し、旧説を否定したものである。（古島・永原共著「商品生産と寄生地主制」）

- (4) 尾藤正英 「封建時代後期―江戸時代の段階規定をめぐる―」 (『歴史学の成果と課題Ⅰ』)
- (5) 山田舜 「寄生地主制成立の前提」 (『寄生地主制の研究』所収)
- (6) 秀村選三 「近世北九州農村における質奉公人」 (『農村構造の史的分析』所収)
- (7) 今井・八木共著 「封建社会の農村構造」
- (8) 民間省要 (日本経済双書 卷一・三二七頁)
- (9) 藤田五郎 「近世封建社会の構造」
- (10) 遠藤進之助 「近世初期検地における『村』の成立」 (『社会経済史学』二〇卷二号)
- 山田舜 「前掲稿」
- (11) 高尾一彦 「元禄時代における畿内村落の発展」 (『日本史研究』二〇)
- 安藤精一 「近世初期農村社会の構成」 (『史淵』四三)
- (12) 大槻弘 「阿波藩における近世村落の形成」 (『経済論双』七四卷 二号)
- (13) 山田舜 「前掲稿」
- (14) 永原・長倉 「後進し自給的農業地帯における村方地主制の展開」 (『史学雑誌』六四卷 一、二号)
- (15) 吉備郡史 下巻 寛政七年備中足守藩法度
- 福岡県史料 第四輯 天保年間の北九州諸藩
- 小田丈之助 「加賀藩農政史考」 天保年間の加賀藩等から後進地幕末の藩による奉公人統制の状況を知りうる。

二、賦役労働の独立に伴う労働力の流出

元禄―享保を起点とする全国的農村構造の変貌はこの藩でも例外ではなく、一例を矢代村の慶安三年の宗旨人御改帳と延享五年の人別御改帳の両帳にあらわれた人別構成の変化は、それを端的に物語るものである。

即ち慶安三年全戸数三八戸のうち自家労働以外の家来、下人を有する者は一七戸で全村の半数に当る。これらの層は石高所持の点から見ればはほ一〇石以上が支配的で、一〇石代で二、三人、三〇石代四人、四〇石代では一〇人を越える家族外の労働力を有していた。⁽⁶⁾

下人の性格はこれを明らかにし得ないのであるが、宗門改帳には出身村と親名と共に年期数が記載されているところから見ると、質券労働であると思はれる。

家来は本役百姓と別世帯をなしておりながら、本役百姓と隸属関係を結びその形態は、石高が全く皆無で本役百姓の名請地を耕作している者と、検地帳に僅かではあるが石高が登録された者の二種である。

右二種は家来百姓の発展段階に対応するものであり、前者の場合が隸属性が大である事は言うまでもないが、それぞれ役人百姓の手を通じて貢租負担をしていた点では共通である。前者に就いては次に示す家来証文でその詳細を知りうる。

家 来 証 文

(請地所在名?)

一、松平山城守様御代□□義貴様御、請合被、成、其、下、百姓、ニ、而、我々、へ、田、地、御、割、付、被、下、難、有、存、候、然、ル、上、ハ、御、家、来、ニ、罷、成、申、候、御、事。

一、同御代以取入高拾石八斗ニきまり定納五石ニ御請被成御納所仕候事。

一、米割我々より御納所申候間万事入免は貴様より被成候て可有候、其外日役人足御公儀様之は不及申上、貴様自分ニ而も御用次第、御召可被成候付キ、御氣ニ入不申候ものは取斗御払ニ候共少茂御恨と存間敷事。

慶安三年寅ノ十一月廿二日

久左エ門殿

藤 一 郎
吉 助
小 兵 五

これは慶安三年四四石余の石高を有していた久左エ門の家来六人中の三人から提出されたものである。本役百姓の名請地を耕作していた事が記され、高一〇石余に対する貢租の外に、隸属主に対する御公儀からの夫役を家来が負担し、その外に「御用次第第二御召可被下」という賦役を提供していた事が知られる。

後者即ち検地帳に石高を有する例は、矢代村明暦二年検地帳に慶安三年家来だつた者五名の石高が登録され、うち三名は一石未満、一名は一石五升、一名は五石を越え、うち三名は屋敷を所持した。

更にまた中世では矢代村と同庄であつたが、近世に別村となつた栗栖野村の寛永年間の次の史料によつても隸属層の石高所持を知りうる。

「寛永十年霜月吉日

持高四十四石五斗五升四合

持高寄帳

佐久エ

四十四石五升三合

外五斗一合

若林寺つき地引

内蔵之助

外

高九斗五升

こたんさわの分

同五斗

はくさき与左エ門分

同四斗八升

まとは善右エ門分

同五斗

地明神中太夫分

四合

四拾六石四斗八升三合

検地帳には四四石五斗五升四合が佐久エ名を以てなされ、四名の家来の分は別にそれぞれ登録されたが、貢租負担は四名のをふくめ四六石四斗八升三合について佐久エ一人で負担したのである。斯る場合の本役百姓に対する隸属が如何なるものであつたか、前者の如き史料がないので知りえないが登録石高が少く、そのみでは生活し得ず隸属主の名請地の中から自分の所持石高以上の土地を借りうけたものと思はれ、隸属度は前者と余り隔絶したものではなかつたので

あろう。

第1表 矢代村地主手作層 (延享5年)

	石 高	家族数	下人数	牛頭数
徳右エ門	35.95	5	4	1
市右エ門	21.80	6	2	1
作右エ門	17.23	7	1	1
八郎兵エ	16.24	5	2	1
市左エ門	8.28	3	1	1
十兵エ	70.22	8	5	1
助右エ門	26.14	7	2	1

矢代村人別御改帳

切て明暦から元祿―享保を経て百年後の延享五年には、第一表による如く根幹的な賦役労働を形成した家来を有する層は一戸もなく、家来はこの間に全部独立し七戸の手作地主層は「年切奉公」と称せらる下人によつて支えられていた。隷属者の独立の詳細を伝える史料は見当らないのであるが、抱主から代官に出された次の如き抱離の証文があり、享保初年の独立の状態を知らせて呉れる。

「奉願上候口上之覚

私抱義八儀抱離具候様相頼申ニ付、届之通改出申度奉存候間、御慈悲之上右之趣御聞届ニ為成下右願之通為仰付被下候ハ、難有可奉存候以上。

享保七年亥四月

矢代村 市太夫

右市太夫願上候通相違無御座候ニ付奥印仕差上申候、御聞届ニ為成下候ハ、宗門帳五人組へ書かへ差上可申候以上

御代官様

肝煎
庄屋

斯る隷属者の独立によつて安価な労働力の給源を失い、享保一六年の一手作地主の「名前林山、広幅二〇間、高二五間の雑木下草」を売つた証文には「今年下男下女切米ニ難儀仕候故、御用木立置雑木下草売払申度奉存候」と記してあり、地主手作経営の苦悩の一面を表現している。

地主手作の存在は農村の唯一の労働力收容の場であつたが、それらの層の減少と隷屬農民の独立は勞力流出を容易にし、早くも享保年間に隣国たる摂津方面の農村や、阪神地方に向つて移動した史料を残している。特に灘の酒造業の発達が享保年間から著しく、安永、天明頃には旧産地の伊丹、池田を凌駕し冬期の酒造労働として多量に出稼の機会が得られた事は、その流出に拍車をかけたのである。

その結果藩内を挙げて極度に奉公人不足と賃銀騰貴を示し、いまだ当時小作料を生み出す生産力に到着せざるために、安価な給銀を以て地主手作を持続せざるを得ない層にとつてはまさに死活の問題であつた。

そこで藩では地主手作層を保護するために、独立しつゝある譜代の解放を次の史料に示す如く一時中止させた。

「 条 々

一、家僕之儀非譜代者主従可為相對事。

一、未不分一方ニ取つかふ男女主従可為相對次第申附候。

譜代、ニ出置男女之儀、於無其紛者、譜代、勿論之事。

小田切喜右エ門

安藤七次郎

寛延貳年巳ノ正月

しかしながら、その効もむなく宝暦年間の事を記した左の史料は、奉公人不足の状況を雄辯に物語っている。

「一、先年百日稼都而他所稼のもの多く一統差支、別而高持百姓奉公人無之難決仕御田地疏畧ニ罷成候様相成候。……」

一、奉公人ニ不自由ニ相成候基ハ、百日稼並他所奉公之者多分ニ相成候故之儀、御領分奉公可仕身分の者も追々相誘連引前々とは格別多人数罷成夫故自然と不自由□仕候事。」

奉公人不足は單に農村ばかりでなく、武家奉公人にも及んだので、藩ではこれを他から供給し、その賃銀を他出の奉公人に出銀せしめ、この面から奉公人に対して迄冥加銀が賦課されるに及んだ。その詳細は次に示す如くである。

「一、宝曆之度（同十二年）御長柄・御仲間・夫丸・御家中様奉公・□□給貳貫三百六拾目余也、□□御他領並百日奉公人名前へ割掛ケ出銀為致之義も御座候。

一、明和之度（同四年）右同様奉公人足シ給銀七貫六拾目余六步通四貫七百目余、百日並他領事公人へ割掛ケ義御座候。」
宝曆では二貫三六〇匁余、明和には四貫七百匁余であつた。

この頃の奉公人総数は知り得ないが、「当時奉公仕候者之内三步通御領分ニ奉公仕候」という記述によると七割が他領に出て行つたと思はれる。

斯る農村奉公人の不足に対し、地主手作層は終に藩を動かし、明和四年禁制をしく事に成功した。^(註)

（註）この禁制の最初が何時であつたか詳ではないが、筆者の蒐集による出稼禁制の最古が明和四年なので一応この年としておく。この突然の禁制は直ちに農民の反対するところとなり、消兵エなる者の強訴にまで発展した。しかるに酒造出稼については強訴の効があり、一部ゆるめられた。この強訴も確たる史料がなく伝説の域を脱せず、従つて起つた年代も明らかにされていない。筆者はこの強訴に関係する史料を発見した。その伝えるところによると強訴の前の会合が明和四年八月一七日で、これにつき強訴後の同年九月一六日村役人の取締が不充分であるとして、村役人が藩から叱責されている。これから考えると一揆は明和四年の八月一七日から九月一六日の間に起つたものと思はれる。従つてこれらを綜合すると出稼禁制の最初を明和四年として誤りないであらう。

然しながらこの禁制は空文に等しく、容易に守られなかつたようである。この年から三〇余年後の享和元年八月の「奉公人之者江口達御請印帳」の記載によつて知りうる。

「他所稼之儀是迄制法を以申達候処、間々心得違犯法之者も在之趣相聞不屈之至候、村役人実辨ニ法を守之志有之ハ、一村之制止不行届と申儀は在之間敷候得共、等閑ニ打過候ゆへ布而御咎人も出来村内之失墜難儀と相成候、向後は五人組合之者共茂相互ニ心掛可制止候、若見逃拔働之者在之候ハ村役人ハ勿論組合之者迄御咎可仰付候、且又百日之者共制法不相用間々心得違之者も有之趣ニ相聞候、抜働之者茂多く縁を求めて罷越義ニ候得は相互ニ免許札改合候へは知れ間敷にも無之候、別而杜氏、杜氏脇キは其手ニ付

て働候事ニ候へハ随分入念可相改候、以来免許札無之ものを手下ニ使ひ、或ハ朋輩等ニ相成候もの後日にても相願候へハ御咎免許札取上他所稼可差止候間急度制法可相守候。

酉八月

即ち村役人の不行届から他所稼が絶えないので、今后は嚴重に監視せよといましめた。ところが翌年の享和二年には百日稼のみに就いて若干これがゆるめられた。

「新規百日稼之儀従先年歳數御法度被為仰付置候處、此度御仁悲ヲ以冬春百日之者ハ一統御赦免被仰出末々迄申違候、但シ是迄之通秋彼岸より春三月中迄之内百日稼御免許四月より秋彼岸迄夏期之中ハ他所稼急度御法度ニ候、是又末々迄心得違不仕様可申違候。

一、百日御免ニ事寄外稼ニ罷出候義ハ御差留候間……

一、居宅ニハ中半者ニ而茂抱置、自分或ハ俸百日ニ罷出相働候類ハ、先年通御法度ニ候間可相糺候。

一、杜氏、杜氏脇之者共春季之内酒煮、土用洗、波染右三度ニ日数三十日御赦免ニ候間是迄之通届書可差出候。

一、糲方平日之分ハ夏季罷越候義不相成候。

一、男女他所年季稼又ハ壹年或ハ半季奉公之義是迄之通り御法度ニ候、心得違無之様可相心得事。

右之通御口達被仰出候

享和二年四月

即ち新規の百日稼も許され、その期間は秋の彼岸から春三月中旬のうち百日間とし、杜氏にはこれ以外の期間の夏作業に三〇日間が特に許された。しかし農閑の期間といえども酒造以外の落外への半期奉公は許されなかつた。

斯る処置をしながら、文化三年の記録では、

「男女他所へ罷越相稼候哉と相聞候夏季御制勿論ニ候、若此上不相聞拔人有之趣他聞候ハ、其村方之者共篇と掛吟味、其上ニ而御咎可被仰付並其村方百日稼之者不残差留可申候……」

とあり、いよく落では拔働を出した村には百日稼を差留めるべくのだんだのである。

以上は享保以后における地主手作の減少と、隸属農民の独立に伴つて藩外へ奉公人として移動が多くなりつゝある状況と、その防止のあとを藩側の統制を中心として享和頃までを見たのである。文政七年以降は地主手作層によつて奉公人掛なるものを組織し、藩政の補助機関となり、奉公人賃銀の統制や藩外移動の防止に当つた。その詳細は次に明らかにするであらう。

(16) 拙稿「近世村落の展開と稲作慣行」(「歴研」一九三号)には同村の石高所持の判明者のみを挙げておいた。

(17) 柚木重二「灘酒経済史研究」一四—一五頁

三、村落共同体の労働力規制

文政七年二月一日上、中、南組の三代官所内の六名の手作地主は、

「是迄奉公之給銀御定メ茂有之候得共、近頃、高給^{のみならず}を取而、已不奉公仕候者有之ニ付、此度其方共江世話役取締申付候間、此上手先之者共人撰世話可致也」

という命令を藩から受け、奉公人掛取締に任命された。彼らが農民の中から選出され取締となつた形式をとつたが、既に以前から奉公人流出の直接の被害者たる立場から種々の動きをなし、実際には藩にせまつて奉公人掛の設立を促し自ら取締となつたものである。

奉公人掛は六名の取締の外に、三名の手先と、庄屋中から選ばれた二二人の組用掛を以て構成し、彼らの決議はそのまま(一応は形式的に何を立てるが)奉公人取締の者の命令として藩を背景にしていたので、強力な権限をもつに至つた。以下の敘述は当時の取締の一人であつた中西家に伝はる「奉公人掛日録」なる膨大な記録の中から、文政七年の一ケ年間の動きを見たのである。

取締の任命を受けた二月一日から三日を経た二月一四日彼らは早速会合をもち、①男女奉公人の賃銀決定 ②奉公

人不足者に他領から供給 ③奉公人の服装 ④奉公せざる者の処罰 ⑤他所稼の禁止 ⑥奉公先の決定者・未決定者・不足者の屈等に関し取締掛の案を三組代官所に伺を立てた。

これに対し三月七日取締六人及び、組々年番（大庄屋）が呼出され、先の伺に関する藩側の達書が手渡された。それ
は大体先の伺をほぼ承認するものであり、奉公人統制に関する後年の基本を示すので長文ながら掲げる事にする。

御達書

一、近年奉公人共風儀悪敷相成毎に宿下りいたし候而已ならず主家へ対し不奉公、惡口等申触候趣も相聞へ不埒之事ニ候、且又給、金等も追々高給をむさばり候様ニ申合せ候趣も相聞甚不埒之至ニ候、向後下男女行儀を崩し不奉公いたし候者有之おいては当人ハ格別親々且又五人組頭之者迄も御咎被仰付候間心得違無之様可致事。

一、男女とも身分不応之衣服等着用致候儀急度不相成、並身廻り履物等ニ至迄身分を忘れ奢ケ間敷儀於有之ハ其主人ヨリ取締方へ申達候、取締之者ヨリ急度申聞セ候上弥不相用候ハ、嚴敷御咎メ被仰付候事。

一、他所稼之儀、百日稼之儀ハ是迄通併夏居致候儀兼而差止置候、通是迄之通、其余他所奉公いたし候儀堅く不相成候、且又無抛詔合有之候而他所へ罷出候者ハ其詔合取締之者共へ申出支配間届候上他所へ可罷出事。

一、郷方男女とも農業下作等も不致、其日送りニ致居候者於有之ハ急度相糺咎メ可申事。

一、宿下り休之儀以来半季に七日と相定メ候間其段可相心得事。

但し洗濯休み五日と相定其外実ニ無抛詔合於有之ハ取締之者江申出断相立候様可致事。

一、日雇下男女之儀も寝泊り致候は、兼而取締之者江申届置可申事。

右之通申付置候間心得違無之様急度相守可申候

申三月

会 所
町奉行所

この外賃銀に就いては「町方下方男女賃銀定メ」で次の如く規定された。

「一、上奉公人半季居下男百拾目迄 一、中奉公人九拾目迄 一、下奉公七拾目迄

一、丁稚奉公三拾目ヨリ六拾目迄

一、下女上奉公人六拾目迄 一、中奉公人五拾目迄 一、下奉公四拾目迄 一、伝母奉公拾目ヨリ三拾目

日 雇

一、上男一日七分 一、中男六分 一、下男五分

一、上女一日五分 一、中女四分 一、下女三分

一、伝母日雇一分五厘ヨリ式分迄

更に奉公人取締の者から各村に達すべく組年番に左の書が出された。

「一、奉公致候身分ニ而思敷奉公にも無之主取不致居候者男女名・処御書出し可被成候。

一、男女共奉公人召抱不足之主人名前御書出し可被成候。

一、御他領へ半季老年季奉公ニ罷出候居者名前御書出し可被成候。

三月七日

三組年番中

奉公人取締方

町方奉行所は農村出身の者に対する取締のため左の御触書を出すに至つた。

「一、町方裏ニ木小屋杯と名附小座敷之建物致、男女出合之宿致奉公も不致徒ニ遊び暮し候売女同様成不身持之者無由縁為致止宿候儀

堅ク可為無用、右駄之者多分在之候而自然ト奉公人行儀崩候ニ相成候儀此度改而被仰出候間、以来心得違不相守者於有之者小屋

取払之儀ハ勿論其品々に申訳不相立候ハ、入牢茂被仰付候間、其節ニ至後悔無之様兼而可相心得事。

三月十七日

以上会所、町奉行、奉公人取締等の村方への達しは、他所奉公による藩内の奉公人不足或は申合せによる賃銀のせり上げ、又は華美な服装等賃銀高騰をきたす条件となるような問題を禁止すると共に、公定賃銀や休みの日数を決定し、

一方藩内奉公人供給の事情を調査したのである。

斯る調査に基いて次の如き計画が立てられ、代官所に伺を出した。

「乍恐奉伺上候愚意

一、此度男女奉公人並日雇稼之者共、召抱方出人方双方取調へ見申候処、召抱不足之向キ有之候得共、當時主取不致候者共は一向無之趣、遊過有之者共は病人等ニ而無抛主取も得不仕罷在候者共故、当季之手当にも難相成御座候、一口抱不足之方差入候手宛テ無御座候ニ付、此節御他領へ人足差立承合セ相雇ひ見申度奉存候。

一、多人數之内には奉公ニ罷出候身分として未タ主取も不致、何之業もなく其日を送り有之候者共も遊過ハ可有御座哉ニも奉存罷在候処、當時組々から差出候名前之内には一向右様之人物相見へ不申、何分人少ニテ取斗届キ兼迷惑仕候ニ付、乍恐向後之義何卒右之通被為仰付被下候様仕度奉伺上候。

一、男女奉公人日雇稼之者共一年季半季届共、夫々村名並其主名前書付札相渡し置年度奉存候事。

一、奉公人日雇等引取申度候節ハ前之季ニ其訳ケ取締方へ相斷置出替いたし候節渡し置候札返却可仕様致度奉存候事。

一、無札稼之者共急度御差留被為仰付、其上相背候者共へ御咎被為仰付被下度奉存候事。

一、無札之日雇奉公人召仕候義堅く相成不申段御達し被為下度、其上被仰出を背キ無札之者召仕候主人ニハ過料被為仰付被下候様奉願上度候事。

右愚意奉伺上候間乍恐御賢恵御差図奉願上候以上

四月二日

御代官様

取締方

以上を要約すれば奉公をせず遊びくらしている者は病人等であり、奉公人不足は人少が原因であるから他領から奉公人を入れてどうか、また奉公人には札を与え、無札の奉公人やその使用者は過料を課してどうか、以上の二点を伺ったのである。

これらはそのまゝ認められたので奉公人に対する木札が配付される事になった。

第2表 上郡組別出奉公人 (文政七年)

		八上	新村	福住	向井	福井	泉	畑	計
地域別	自他	32	17	27	12	5	23	25	141
	村	37	34	35	48	26	44	31	255
	城下(商)	8						1	9
	武他家	1	1	2	1			1	6
	他国	7	1	12					20
計		85	53	76	61	31	67	58	431
種類別	半	74	48	69	58	15	67	48	379
	年	2	4	1	1			2	10
	一	2	1	1	1	16		8	29
	二	2		5	1				8
	五	1							1
日		4							4
性別	男	35	26	32	27	20	33	31	204
	女	50	27	44	34	11	34	27	227

(上郡奉公人名前帳)

第3表 奉公人雇傭の状況 (文政七年)

		八上	新村	福住	向井	福井	泉	畑	計
全奉公人	村数	13	9	9	12	12	8	10	73
	皆無村	0	0	1	0	6	1	2	10
	戸数(a)	620	299	367	347	406	365	350	2,755
	有る戸数(b)	64	39	58	47	11	38	37	294
	b/a	10.3%	13.0	10.5	13.4	2.7	10.2	10.5	10.3
内訳	一人を有す	47	31	42	42	8	29	29	228
	二人 "	12	3	9	3	1	7	3	38
	三人 "	1	2	7	2	1	1	2	16
	四人 "	2	1					3	7
	五人 "	1	1			1			3
	六人 "	1	1						2

(上郡奉公人名前帳)

三月に行れた奉公人調査は藩内三郡の中で上郡(七組)分のみ「奉公人名前帳」で知りうるもので、これを整理し第二表を得た。名前帳の作製が奉公人からの届出に基いたものであるから、抜奉公人などがわからず実際の奉公人数を下廻

るのである。

奉公人総数は四三七人で、六三戸に一人の割で奉公人を出した事になる。(上郡戸数二、二五五戸) 契約期間は半年の者が多く、藩内の村外に多いが組内が支配的で冬は出稼に出てゆき、昔日の如く雇傭主に対する隷属性はない。長年期は例外的で、女が他国奉公をするのにこの形をとつた。

また上郡で藩内に雇傭された三九六人のうち二九四人は上郡内であり、その詳細は第三表に表示されているが、村数七三のうち奉公人皆無の村は一〇ヶ村であり、奉公人を有する戸数の全戸数に対する比率は一〇%前後で、新村と向井の両組は一三%を越え、福井組は低く二、七%である。一戸に雇傭する奉公人数は一人が多く、なかには四人以上を雇傭する者もあるが、これは農業よりもむしろ商人的性格を有する雇傭である。

扱て文政七年四月下旬に至り、主として酒造出稼に関する次の如き伺が出された。

「 乍恐奉伺上候愚意

百、日稼之儀、先年一、統御差留被仰付置候処、小、百姓共、難、差、支、之儀も、有、之、御免被為成候御儀御座候、然処夏居並他所奉公致候儀、堅く不相成、乍併無、提、訳、合、有、之、者ハ、奉、願、御、屈、ケ之上可罷出段被為御達、銘々奉畏罷在候儀と奉存候、然ル処、拔、奉、公、いたし居候者も、間々有之、且奉願罷越候者も、突に無提者共は誠ニ遊過ニ而、過半ハ身勝手ニ而罷出候者多く候ニ付左ニ奉伺上候。

一、百、日稼夏居いたし候者ハ、過意銀差上候様被仰付被下度奉存候事。

他所拔奉公致候者ハ、過料錢尅貫…

一、半季居一、壹年季他所へ奉公ニ罷出ニ居候者出替リニ相成候ハ、不残呼戻し候様仕度候事。

候度事

一、奉公主取致候而此度相渡し之木札勤申其主人江預リ置候様仕度事。若し無札之者召抱候主人ハ、過料錢五百匁御取被為成下

右愚意奉伺上候儀奉恐入候得共、…奉伺候通御聞届被為成下候ハ、追々治定仕可申哉ニ愚意仕候事

申四月廿五日

いよいよ奉公人に対する統制は厳しさを増し、百日稼の夏居に過怠銀（その高わからず）他所拔奉公人には錢耆貫の過料、無札奉公人儲主には錢五百匁とし、他所奉公人は出替り期に領内に呼戻し再び他所に出さるようにした。

この伺もこのまゝ五月一二日会所から代官所に対し、支配村々へ触を出すよう指図があつた。

次いで農繁期をひかえ日雇不足を生じたので、七月一七日には日雇に関する参会がもたれ例の如く伺を立てた。

「 乍恐口上

御領分、日雇、不自由にて高持之百姓、難渋仕候儀、奉公可仕身分ニ而奉公日雇も不仕罷在候者共も間に有之、且御他領へ拔奉公多分御座候故之儀何卒殿敷差留候様仕度奉存候得共、何分制止方行届不申、此上御上様不時ニ人改メ為成下候ハ、乍恐急度相止メ奉公人、沢山ニ相成候様可罷成哉ニ愚意仕候。三組にて飛々七ヶ村御改被為成下候ハ、御領分一統之□きニ罷成、村々呼返し候様相成可申奉存候、右乍恐御賢察之程奉伺上候以上。

申七月十七日

奉公すべき者で奉公をせず或は他領への拔奉公に就いては、以前には庄屋よりの届書を以て取締方で対策を練つていたのであるが、今回からは抜打的に人改めをして日雇奉公人を増加しようとした。この第一回の人改は町方で行れ、九人の女が無届止宿の疑で帰村を申付けられ日雇にされた。

また奉公人に対し賞罰の制が設けられ、庄屋を通じて報告された一三名が「奉公無等閉格別実躰ニ奉公仕罷在候」の故を以て表彰され、五名が働が悪いという理由で罰を受けた。

斯る対策を講じながら、日雇の不足は著しく終に他領から雇入れることになった。左の伺はその経過を知らせて呉れる。

「 乍恐御内々奉伺上候愚意

当御領内奉公人、不自由ニツキ御他領へ雇入候様仕度、先達而奉伺上毎ニ諸方へ人足差置候処、此度綾部郡ハ五人・何鹿郡ハ拾式人、

柏、原、か、老、人、罷、越、候、ニ、付、夫、々、差、入、申、候、然、ル、処、右、人、々、給、銀、御、定、被、仰、出、候、給、銀、ト、ハ、少、々、高、給、ニ、御、座、候、て、甚、迷、惑、心、配、仕、強、テ、申、聞、セ、候、得、ハ、承、知、も、可、仕、候、得、共、後、日、罷、越、申、間、敷、当、年、手、初、メ、之、事、故、先、方、之、届、ニ、ま、か、せ、住、々、多、人、数、引、連、罷、越、候、様、相、成、候、ハ、御、定、ニ、而、奉、公、仕、候、様、可、罷、成、哉、ニ、□□□ハ、勿、論、當、御、領、分、も、御、趣、法、御、手、初、メ、之、儀、故、兼、而、奉、公、仕、候、者、も、彼、是、申、奉、公、不、仕、候、者、聞、々、御、座、候、哉、ニ、奉、存、暫、く、御、他、領、か、雇、入、候、内、に、は、御、領、分、内、ニ、而、都、合、仕、候、様、ニ、も、可、相、成、哉、ニ、奉、存、候、……」

こゝに至つて取締方では他領から一八人の奉公人を入れようとしたが、この藩より更におくれた農村でも、給銀が先に決めた公定より上廻つていたことが伝えられ、奉公人不足の原因は藩内の賃銀が安いいため、拔奉公が統制を強化しても増加するところにあつた事を知りうる。

奉公人不足に悩まれた奉公人取締方では、終に拔奉公を嚴重に抑えるべく二〇月八日には

「向、後、奉、公、人、其、組、限、リ、主、取、為、致、不、足、組、々、ハ、隣、組、過、ニ、相、成、候、分、か、融、通、い、た、し、候、様、仕、候、ハ、他、所、奉、公、自、然、と、組、切、制、止、仕、候、様、可、罷、成、奉、存、候。」

の如く奉公人は原則として組内で雇傭されるように範圍を著しくせばめたのである。そしてこれを強化するために、

「一、組、惣、人、宛、奉、公、人、用、掛、リ、之、儀、平、人、ニ、而、ハ、組、内、氣、請、も、如、何、ニ、付、庄、屋、中、之、内、身、柄、之、も、の、申、立、可、然、且、取、締、共、手、先、□シ、其、組、用、掛、リ、ニ、被、仰、付、勿、論、其、人、之、難、費、ハ、其、組、懸、ニ、い、た、し、度、候、事。」

として村庄屋から組一人の者が選出され、組の奉公人用掛として組内雇傭の監督に當つた。

斯る方法で拔奉公を減少させる対策を施しながら、余儀なく他所稼に出る者には届出をさせた。そして「百、日、稼、之、外、夏、冬、他、所、稼、之、者、へ、ハ、冥、加、銀、上、納、仕、候、様、被、仰、付、被、下、度、事」として冥加銀を課し減少せしめようとした。

以上筆者の不手ぎはから極めて羅列的な記述となつたが、地主手作層を以て組織された奉公人取締の者の文政七年一ヶ年間の奉公人对策のあとを見たのである。この一年間取締の会合は実に四〇数回に及んだのである。

文政年間他所稼が藩内よりも給銀が高いためにその数が増加し、その結果は藩内の奉公人不足と、給銀の高騰を結果

した。これに対する取締の者は、第一次的に他所稼の禁止と給銀統制（給銀を高騰せしめるような条件を禁止し乍ら）をしたのであるが、拔奉公の形で他所稼は絶えなかつた。そのため農繁期には藩内の統制賃銀を上廻る賃銀で他所から奉公人を入れて不足労働力を補はねばならなかつた。

更には奉公人を登録させ札を与え、無札奉公人の雇傭を禁止し、不意の人改めにより登録洩れの奉公人を摘発した。また雇傭の地理的範囲いはば雇傭圈を組に限定して、拔奉公を防ぎつゝ、届出による百日稼や夏冬の他所稼には賃加銀を課して（おそらくは他所稼による賃銀と藩内の公定賃銀の差に等しき）労働力の流出防止に努めたのであつた。

四、寄生地主の成立と小作人規制

宝暦年間百日稼や他所稼の増加に伴つて一村役人は「高持百姓奉公人無之、難洪仕御田地疏略ニ罷成候様相成……」と称し、地主手作の存続の困難を歎じたのである。ところが天保十二年同じ地位にあつた一豪農は他所稼の増加を「……下作預り居候とも、米価下落之上他所酒造家へ十四五才ヨリ罷出、暮方容易ニ付下作頼り不申……」或は「……相応之給金取、追々銀子貯候ニ付テハ、古郷をも相忘他所永住いたし候者も有之又ハ、繁華之風俗を見習農業を忘れ手仕事を嫌い商業致候者多ニ付人別相減……」と云ひ、小作料取得者たる地主的立場から、他所稼の増加によつて小作人が減じつゝある状態を強調した。

同じ現象たる他所稼が、一世紀を隔てた宝暦と天保に与えた影響は夫々異つて居り、この時代の隔りの中で村方地主が寄生地主に成長を遂げつゝあるを窺い得るのである。

我々はまた次に挙げる地主に対する小作人の小作米收納法や奉公人請状、或は小作契約書等の書式の時代的差異の中からも手作地主と後期の寄生地主の質的相違を看過出来るのである。即ち寛延から宝暦にかけて大山宮村S家は、石高百石を越え相当の貸附を行つていた事を想像するのであるが、寛延元年第四表に挙げた如く二二戸の小作人の未納分は

第4表 小作料未納分に対する掛切日雇（寛延元年）

			未納分	内掛切日雇				未納分	内掛切日雇
			石	石				石	石
長	七	助	4.03	1.40	佐	兵	エ	5.76	0.64
長	七	助	1.34	0.38	伊	八		0.83	0.54
善	左	エ	6.04	1.40	新	五	郎	0.36	0.36
嘉	平	次	2.54	0.88	元	藏		2.45	1.00
新	八		4.99	1.00	伊	兵	エ	5.20	1.00
松	兵	エ	1.79	0.80	藤	兵	エ	0.33	0.33
理	介		0.50	0.50	宇	兵	エ	6.63	0.40
伊	右	エ	10.80	0.80	原	七		1.95	0.30
忠	右	エ	2.42	1.93	吉	右	エ	4.63	1.32
佐	兵	エ	0.87	0.87	徳	兵	エ	2.27	1.02
孫	兵	エ	7.68	1.60	吉	兵	エ	2.19	2.19
					計			75.65	20.66
									1.088

(掛切日雇帳)

七五石余の多くに及び、そのうち二〇石余に当る部分は翌年に一、〇八八人の掛切日雇を地主に提供したようである。小作未納分はこの年ばかりでなく、その前後に多くあり、利附で翌年に繰越された。この当時土地集中の激しさにもかゝらず、小作料を生み出す程に至らず、小作料の取立を厳しくする事が出来ず、累積する未納分を回収せしめる一方法として、地主が相当の規模の手作地を有し労働力を供給させた。以上で賦役労働とは異つた地主手作の果した役割を知りうる。

この掛切日雇なるものゝ内容を知るために、「義定書」の一例を次に挙げる事とする。

「未進米立方義定之事

合四石三升四合去卯暮不納也

内壱石四斗ハ私掛切日雇当辰三月ハ四月迄毎月六日ツ、五月ハ十一月迄毎月拾式人ツ、拾ケ月ニ都合九拾六人参リ相勤可申候。内式拾六日ハ卯年賦日雇不足ニ御差継可被下候。残七十人ハ此米壱石四斗ニ差継可被下候。二石六斗三升四合当暮元利勘定可申候。

右之通去暮未進米多分ニ罷成候ニ付、最早難為致下作も被仰御尤ニ奉存候、然ル処挨拶人等七郎ヲ以段々御頼申入候処、御聞入被下右之通品付ニ下忝奉存候、然ル上ハ右掛切日雇毎月定之通無滯急度相勤可申候為其請合加印仍而如件

延享五辰正月

未進人 大山宮村 長七 ㊦

請合人 同 村 与七郎 ㊦

S 殿

即ち長七なる者は、四石三升四合の内一石四斗を掛切日雇で三、四月は毎月六日、五月より十一月までの七ヶ月は毎月一二日で計九六人を出す事になつた。そのうち二六人は前年の不足労働であり、純粹に米一石四斗に当る労働力は七人で一人一日米二升に換算されている。要するに掛切日雇とは月のうち幾日かを地主の必要に応じて出る日雇である。

S家は斯る日雇の外に年季奉公人を使用していたが、これもまた小作米未納分の累積した厩から提供されていた事を次の請状で知り得るのである。

一 年季奉公請状之事

私伴岩藏先年十四才ニ罷成候処、年柄ニ付家内多飯料ニ差詰り、誠ニ貴下ニ下作未進も多分有之候ニ付、何卒年季ニ御召抱被下候様口入当村權平・北野村新田徳右エ門以申入候処、御相談被下当酉年ヨリ来ル未年迄拾年季奉公ニ御定被下、則給米去申納三石未進米ニ御差繰致シ被下、慥ニ請取申処実正□□、尤右岩藏夜具・着替・小道具等、並す、□・せんたく・小づかい銭・髪付・元結ニ至まで身之廻り万々親元藏ヨリ仕、貴殿へ少しも御世話掛不申候実正也。併作ら古手布子の拾沓ツ・夏古手草物帷巾沓ツ被遺可被下旨被仰聞定之外之義候厚恩ニ奉存、然ル上は右年之内御法度之儀は不及申、貴家□□法等奉存付貴殿方思召ニ不叫候節、又ハ病氣ニ而不奉公仕候ハ、請合加印人ヨリ急度□代相立貴殿御手支無之様可仕、若又其節相応人代へ□候ハ、右貸渡ニ候米三石急度相立可申為後日請合加印状仍而如件。

宝歷三酉年 月

岩藏親 大山宮村 元 藏 ㊦

口入請合 北野新村 徳右エ門 ㊦

同 断 宮 村 權 平 ㊦

以下畧(肝煎、庄屋)

S 殿

この記載では三石の未進米に一四才の岩藏なる者が一〇ヶ年の長きに亘る年季を務めた事を知りうる。

小作料未納分を労働力を以てし、その取立てが余り厳しくなかつた初期に比し、後期では非常に厳格さを増して来た。それは次の「一札」の記載を通じて知り得るのである。

「差入申一札之事

一、米九石也 休七作分

一、米九石也 吉兵エ作分

右は其御村高庄十左エ門殿所持御田地右兩人下作致候所、未進候上追々不埒儀有之候付御届ケ被成候故、御上様鎌留被仰付有之候処稻茹取之時節ニ付、各方御引請ニ相成茹取之儀御免有之候処、此度我々共親類者付御頼申我々引請茹取仕候所実正ニ御座候、然ル上ハ本人不拘当十一月十日切急度貴殿江皆納可仕候、尤茹取之上御田地不殘相戻し可申候、此儀ニ付少本人ハ申分無御座候、万一故障筋又は如何躰之儀出来候共、右躰親類者共引請候上は少も無滯急度相立貴殿へ御難儀掛申間敷候依而一札如件

天保九戊年九月

本人 大山下村 休七

同断 同 吉兵エ

御上様御引請人

引請人 三人

大山下村 甚四郎殿

同 村 新兵エ殿

即ちS家の小作人休七、吉兵エの兩人は小作料未納（或は年貢も）に就き地主から藩に訴えられたものであり、藩から鎌留を抑付られ引請人を指定して收穫せしめたことを物語つてゐる。

また天保年間大山西宮村藤七とS家との間に交わした「小作年貢儀定」には「下作之義者稻刈之上、貴宅江持着、私家内、参こなし、御年貢相立可申候間、藁くず被下麦作も致させ被下候様当村直右エ門義助兩人を以御頼申入候処、御間届被

下重々御厚恩難有奉存候」とあり、地主の眼前で脱穀して小作料をおさめさせた程であつた。

後期の小作料取立ての激しさを物語る、おびたゞしき史料のうちから先の二例を挙げたのであるが、この頃になると下作請合証文には「御年貢少しも不納なく相立可申候若少にても不納仕候ハ、右下作田畑貴殿江急度相戻し可申候」と附記するのが普通であつた。この激しき小作料の取立ては既に完全に小作料を生み出す生産力のあつた事を前提としていた事によるものである。

また苛酷な取立てに依つて小作地が返却されても困らないように、村にその引受人を用意していた。次の賃銀統制や賃労働化の抑制等一聯の奉公人統制に関する史料はその事を物語るものである。天保十二年S家の当主は次の書面を藩に提出した。

「乍恐御内意奉伺上口上手控

一、近年…中百姓とも世暮賄方無悩ニ罷在、其上召抱之下男女共高給を貪り候とも、内手間に而は農業行届無拠高給差出候ニ付テハ、夫々残之者も不相応ニ給銀を貪り附テハ、日雇も同様申募り不自由仕御百姓も出来不申、銘々必至難渋仕候次第申出候。

……

一、他所稼の者の内には生涯農業も不致、…他所永住いたし候者も有之、…人別相減し御田地手余り農業相捨り…男女共他所稼ニ罷出居候者引戻シ相改可相届ケ事。

一、且又近比長機織相始メ候由相聞申候、是迎も農業之透ニ仕候ハ、住々は御国尽とも可相成候とも、…利尽之方心掛ケ質素古風之農業相厭ひ身持不行次之者、並聊も御百姓不仕候者も御取調へ之上本業へ赴し様……」

以上の記載は賃銀高騰の状況と、他国へ賃労働となり離村してゆく事や、長機織の禁止方を願出たものであるが、何れも農業を離れることによつて小作人の減少を防ぐとするものである。そして天保一三年S家の強制に基き大山組では「大山組規定」なるものを作製し、次の如く賃銀を決めた。

「一、取人、男女日雇、同掛切日雇、茶摘、こへ刈、麦うち日雇、牛駄賃、掛こへ、渡田草、炭焼、京大坂通賃銀等はすべて十ヶ年以前之通ニ取戻可申事」

と決め先に挙げた文政七年の統制賃銀と同賃銀を表示し、極めて低い水準に押下げた。

江戸末期斯る寄生地主の発展に基き、少数者の手に土地集中の増加の反面に、土地を失つた農民は容易に村を離れる事が可能であつたり、在村しても農業外の余業につく機会に恵れたように思える。しかしながら、それらの土地を失つた層は、小作として地主の規制をうけ、自作農の支配的な村に比し、一時的流出たる出稼は勿論の事、余業に就いても制約を受けていた。

即ちS家の居村たる大山宮村と同じ組に存在した近隣の大山下村と、追入村の三村の比較を通じて明らかにしよう。土地集中の著しき地域では村内だけの土地所有の検討だけでは土地集中の度合を知り得ないので、始めに三村の入組關係を示すと第五表による如くである。下村は村高の多き割に戸数が少く他村へ土地をもつ入高も少く、村内に土地をもつ地主も最高二二石であり、従つて村民は自村に所在する自分の土地を耕作する形をとつた。

宮村は村高の割に戸数が多いが、それは最高の土地所有者たるS家一戸で、村内に別免諸高を有し、或は他村に土地を集中して入高を有し、（合せて四八一石）ほとんどの村民はそれを小作として耕作していた。

追入村は村高が少く入高も多くはない。されど戸数は宮村よりも多く、全高の1/3を所有する小地主が村内に居り、零細小作と余業の存在を予想するのである。

三村の土地所有と経営の關係は第六表による如くであり、下村は三村の

第5表
大山組のうち三ヶ村の入組(慶応二年)

	下 村	宮 村	追 入
村 高	382 ^石	142 ^石	153 ^石
別免諸高	—	136	—
拔 高	85	6	6
残 高	297	136	147
入 高	43	415	32
計	340	551	179
(戸 数)	83	62	67

(持高作畝人別御改帳)

第6表 大山組のうち三ヶ村の土地所有と経営（慶応二年）

石畝 石	0反	1<	1-3	3-5	5-7	7-10	10-20	20>	計
0	1	2	3		2				8
1<	1	2	11	4	3	1			22
1-3			7	4	3	1	1		16
3-5				1	3	4	1		9
5-7					3	3	4		10
7-10						6	4		10
10-20				1		1	5		7
20>						1			1
計	2	4	21	10	14	17	15	0	83
0	5		8	12	4	1			30
1<			4	6	3	1			14
1-3			1	3	4	1			9
3-5				1	3	2			6
5-7					1				1
7-10									0
10-20						1			1
20>								1	1
計	5	0	13	22	15	6	0	1	62
0	15	5							20
1<	6	8	5	3	1				23
1-3		1	6	5					12
3-5	1		2	4					7
5-7			1						1
7-10				1					1
10-20			1						2
20>			1			1			1
計	22	14	16	13	1	1	0	0	67

下村 { 地主 2
自作 24
小自作 50
小作 7

宮村 { 地主 1
自作 4
小自作 27
小作 30

追入 { 地主 1
貸附地者 14
自作 18
小自作 14
小作 20

（第5表に同じ）

第7表 大山組のうち三ヶ村の土地所有と余業（慶応二年）

（単位ハ人）

	出稼	日雇	奉公	商業	取人	酒造	宿屋	計
下 村	0 石	6	1	1		2		10
	1<	11	6	3	4	6		30
	1-3	6	1	1	5			13
	3-5	4	1		1	1		7
	5-7	6				2		8
	7-10	5						5
	10-20	1		2	1			4
	20>							
	計	39	9	5	12	12		67
宮 村	0				3			3
	1<				2			2
	1-3	1	1		1			3
	3-5				1			1
	5-7							
	7-10							
	10-20							
	20>					1		1
	計	1	1		3	4	1	10
追 入	0		10	2	2		2	18
	1<	2	12	1	2	1	4	22
	1-3	1	1		1		1	4
	3-5			1	1		2	4
	5-7						1	1
	7-10				1			1
	10-20						2	2
	20>					1		1
	計	3	23	4	7	3	12	53

（第5表に同じ）

中で最も農民的所有によるものが支配的であり、経営も一〇三反が最大を占めるとわいえ一反から二町未満に稍々均分に分布し、一町以上が一五戸ある。宮村は自作僅に四戸で、五七戸は大なり小なりS家の小作で、経営も悉く一町未満である。追入村は自作小作相半ばで、五二石を有する地主の外に零細な貸附地を持つ者が一四戸もあり、 $\frac{1}{3}$ の者は既に農業から離れ、経営は五反未満が支配的である。

次に第七表に示した農業外の余業を見ると、下村は自作農的村であつたが、余業の數六七人に及び、三九戸は酒造出稼で、その他商業や職人も多くなつてゐる。追入村は日雇が二三人と宿駅であつた關係で宿屋が多く商業と合せて一人である。これら二村に比し小作農の支配的な宮村は余業者一〇人にすぎず、土地喪失者を多く出し、日雇或は出稼等の必要性がありながら、やがてそれらを動機として村を出てゆく事を地主がおそれ、常に小作として村に止め一切余業につく事を許さなかつたものである。

三村を通じての余業は奉公、日雇、出稼等の肉体的労働は勿論の事、これより貨幣的支出を伴う商業でも土地所有の零細者に偏してゐる。一〇石以上の余業は地主経営による酒造と、大山下村の商業即ち雜穀商と質屋の二戸である。

	戸	石
屋車商屋人工挽結雇事鋏農作明	2	60.0
造穀商	1	13.0
酒米宿諸大木斐日山黒小自不計	1	20.0
	4	11.0
	5	4.5
	1	0.5
	1	1.0
	1	1.0
	2	1.0
	1	1.0
	1	3.5
	10	12.5
	12	11.0
	15	20.0
	57	160.0

第8表 S家販売米の販売先(元治元年)

五、むすび

以上三村の例では山間でありながら地主支配の強い宮村を除いて余業が割に多く、食料の自給さえ出来ず、食料購入が意外に多い。それを売手の側からの一例を示すと、S家の元治元年入手米は三五六石でその使途は自家酒造一四五・七七石(四一%)自家飯米三八・五九石(一一%)販売米一六〇石(四五%)残米一一・六四石(三%)である。販売米を販売先別に整理すると第八表の如くなる。販売先は大山組五ヶ村に分布し五七戸で、酒造米六〇石と三三石は水車、米穀商に売られた外は小売である。

地主手作を支えていた労働力は、譜代乃至は質券労働の如き賦役的色彩の強い労働力であつた。ところが江戸中期以

後、これら隸屬層の独立により地主経営から離れ、先進地では地主手作が崩壊して寄生地主化し得たが、後進地では小作条件の成熟するまで、手作を続けなければならなかつた。しかるにこゝで扱つた地域の如く、隸屬者の独立を促すべき条件が農村外部にあつた場合には、その熟成化と共に地主手作層の労働力欠乏は、地主にとつてまさに死活の問題であつた。そこで地主手作層は藩権力を背景に、領外への奉公人流出と賃銀統制を以て流出の防止につとめた。いよ／＼文政七年には藩にせまつて藩の補助機関的な奉公人掛を設立させ、地主層自らその取締役となつた。この年奉公人の取締のため四十数回に及ぶ會議を開き、次の如き統制を行つた。

a. 賃銀が高騰したり、奉公人不足は他所稼の増加によるものと見做し、先づ地所稼を禁止し、公定賃銀を定め、或は奉公人の華美な服裝、奉公人の申合せによるせり上げ等、賃銀の高騰を生ぜしめるような諸点を禁じた。また一方奉公人過不足状況や、奉公人数の調査をした。

b. その調査の結果奉公人不足は甚だしく、他領から日雇を入れたが、統制賃銀が安いいためそれ程入らなかつた。また奉公人に札を与え無札奉公人を傭うと過料を課し、或は抜打的な人改めをして奉公人に適する者で主取しない者は日雇にした。もちろん夏の出稼や、他所奉公にも過料を課した。

c. 奉公人雇傭は原則として組内で行うようにし、村庄屋中から村一人の用掛を選び、届出による他所稼や出稼にも冥加銀を課した。

その間に手作地主の一部に、土地集中の進行に伴い、小作料さえ完全に確保されれば、寄生地主になりうる程の規模を有する者があらわれた。がだ生産力が低いため僅の災害でも小作料の未納を生じ、その未納を回収するのに地主の手作を必要とした。これらの地主は手作を存続させるための労働力の確保には苦勞しなかつた。斯る地主は小作地の生産力の高まりに伴い、漸次小作料の取立ては嚴重になり、未納者のために立毛引請人なる層が生れた。そして取立ての嚴重さから何時小作地を返却されても困らぬように、常に有り余る程の戸数を村に湛えておく必要があり、村民の移動を

取縮ると共に、余業につく事さえ禁止した程である。

一九五六、二、一一 成稿
一九五六、五、二 改稿

本研究は、昭和三〇年度文部省「総合研究」の補助金による「兵庫県における地租改正の研究」の筆者の分担分のうちの一部分である。